

第6回 那須烏山市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年6月24日

午後2時00分

場 所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室

那須烏山市農業委員会

<p>1. 開催日時 令和3年6月24日(木)午後2時00分～3時04分</p> <p>2. 開催場所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室</p> <p>3. 出席委員(18人) 会長 1番 越雲 宏、職務代理者 19番 塩野目 富夫 委員: 2番 田中 雄二、3番 栗野 隆夫、4番 仲澤 清一、5番 興野 礼子、6番 大野 覚文、7番 齋藤 勉、8番 川上 恵、9番 関 閣夫、10番 小川 雄三、11番 奥畑 智子、12番 小川 祥一、13番 中村 東、15番 石岡 幸雄、16番 荒井 喜代子、17番 黒須 明、18番 相吉澤 宏 各委員</p> <p>4. 欠席委員(1人) 14番 堀江 恒夫 委員</p> <p>5. 出席推進委員(0人)</p> <p>6. 議事日程 日程第1 議事録署名人の指名について 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 日程第4 議案第3号 非農地証明願出による現況地目の認定について 日程第5 議案第4号 那須烏山市農用地利用集積計画(第231号)の承認について</p> <p>7. 農業委員会事務局職員 事務局長 相ヶ瀬一彦、専門員 糸井美智子、主査 零 保友</p> <p>8. その他 新型コロナウイルス対策のため、出席者を制限して開催した。</p>	
事務局長(相ヶ瀬)	ただいまから令和3年 第6回総会を開会いたします。それでは、会長にご挨拶をお願いいたします。
会長(越雲)	< 開会前のあいさつ >
事務局長(相ヶ瀬)	本日、14番 堀江 恒夫 委員 より欠席の届け出がありましたので、ご報告いたします。出席委員は、19名中18名で過半数の定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、那須烏山市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行は、越雲会長をお願いいたします。
議長(越雲)	直ちに会議を開きます。(午後 2時 00分)
事務局長(相ヶ瀬)	< 議事日程の朗読 >
議長	経過報告をお願いします。
事務局長(相ヶ瀬)	< 経過報告を朗読 >

議長	<p>これより議事に入ります。日程第1 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。併せて会議書記の指名を行います。那須烏山市農業委員会総会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
議長	<p>< 異議なしの声 ></p> <p>異議なしと認め、議事録署名委員は、4番 仲澤 清一 委員、5番 興野 礼子 委員にお願いします。なお、本日の会議書記には事務局職員の 雫 保友 氏 と 糸井 美智子 氏 を指名いたします。</p> <p>それでは、次に、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。</p>
事務局（糸井）	<p>< 議案第1号 議案書の朗読 ></p>
議長	<p>調査委員の報告の前に、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（糸井）	<p>< 3条についての総会における報告等の説明 ></p>
議長	<p>説明が終わりましたので、調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、19番 塩野目 富夫 委員にお願いします。</p>
19番 塩野目 富夫 委員	<p>6月9日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号 整理番号1のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、交換による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約10年。第2種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、ほとんどありません。取得地への通作距離、約0.1km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると認められる。30アール又は20アールの下限面積要件は、問題なし。調査の結果、農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると認められる。30アール又は20アールの下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>

議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
12番 小川 祥一 委員	権利移動等の内容が交換ということですが、資料の2ページのところに申請地が730-15とすぐ下に735-3になっていますが、これが交換する農地の地番なのでしょうか。
事務局（糸井）	資料の下のほうにあるかと思います。それが交換になります。
	< 他に質疑なし >
議長	上程中の議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。
	< 異議なしの声 >
議長	ただいま上程中の議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、異議がないようですので、申請のとおり許可することに決定いたしました。続きまして、日程第3 議案第2号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。
事務局（糸井）	< 議案第2号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告の前に、事務局より説明をお願いします。
事務局（雫）	< 4条・5条についての総会における報告等の説明 >
議長	説明が終わりましたので、調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1について、調査委員の報告を12番 小川 祥一 委員をお願いします。
15番 小川 祥一 委員	6月22日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号1及び添付資料のとおりです。転用事業者、●●●氏。農地区分、第2種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が宅地、西が畑、南が畑、北が畑・宅地。同意書、無。転用計画、転用事

(15番 小川 祥一 委員)	<p>業者は、火災により住宅が焼失したため、新たな住宅の建築を計画し、土砂災害の恐れがない申請地においての申請に至った。転用面積 497 m² 一般住宅 木造2階建。建築面積 85.29 m²、進入路 南側代替性検討、土地選定経過書あり。給水、市営水道。排水、合併浄化槽で処理し敷地内処理。雨水排水、敷地内 自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、先ほど事務局で説明があったように7月早々に始まる予定です。その他 他法令等との関係等、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>< 質疑なし ></p>
議長	<p>上程中の議案第2号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」 申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。</p> <p>< 異議なしの声 ></p>
議長	<p>ただいま上程中の議案第2号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」 は、異議がないようですので申請のとおり許可することに決定いたしました。続きまして、日程第4 議案第3号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。</p>
事務局 (糸井)	<p>< 議案第3号 議案書の朗読 ></p>
議長	<p>調査委員の報告の前に、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 (糸井)	<p>< 非農地判断等についての総会における報告等の説明 ></p>
議長	<p>説明が終わりましたので、調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、18番 相吉澤 宏 委員にお願いします。</p>
18番 相吉澤 宏 委員	<p>6月21日に担当推進委員と関係者で調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は議案第3</p>

<p>(18番 相吉澤 宏 委員)</p> <p>議長</p>	<p>号整理番号1 のとおりです。調査方法、関係人から聞取、現地を見て確認。土地の履歴、昭和52年国土調査により面積のみ修正、平成21年3月相続により取得。非農地になった時期及び経緯、現在の利用状況、申請地は自己所有の山林に隣接した土地で、昭和62年頃に父により植林されたとみられ、桧が主の山林の状態である。直近の利用状況調査結果、B分類。周辺農地への影響等、事務局確認済み、農政課確認結果、農振法上の農用地地域該当、無。農用地の場合、除外の可能性、有。集团的まとまりのある農地の中の農地の該当、無。地域における農地の効率的・総合的利用の支障の、無。その他、事務局確認済み。納税猶予制度、農業者年金制度の適用、該当無。遊休農地の判断、B分類。調査の結果、農地への復元が著しく困難である「B分類」と思われるため、農業委員会が「非農地」と判断し、その旨を通知することは相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>< 質疑なし ></p>
<p>議長</p>	<p>上程中の議案第3号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 申請のとおり承認することに決定してよろしいか、お諮りいたします。</p> <p>< 異議なしの声 ></p>
<p>議長</p>	<p>ただいま上程中の議案第3号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 は、異議がないようですので申請のとおり承認することに決定いたしました。次に、日程第5 議案第4号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第231号）の承認について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。</p>
<p>事務局（糸井）</p>	<p>< 議案第4号 議案書の朗読 ></p>
<p>議長</p>	<p>内容について、事務局から説明していただきます。</p>
<p>事務局（雫）</p>	<p>< 農用地利用集積計画についての総会における報告等の説明 ></p> <p>議案第4号 那須烏山市農用地利用集積計画（第231号）の承認について、ご説明いたします。本案については、那須烏山市農用地利用集積計画における「利用権の設定」について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市から農業委員会に対して、承認申請があったものです。今回承認申請のあった、那須烏山市農用地利用集積計画（第231</p>

(事務局(平))	号)については、新規0件 更新2件です。利用権の設定を受ける者2名、利用権を設定する者2名です。利用権の設定面積は、4,923 m ² です。令和3年度 累計は、100,275 m ² です。設定内容及び設定を受ける者の経営状況等につきましては資料のとおりです。なお、本計画は、令和3年6月30日公告予定です。
議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 < 質疑なし >
議長	上程中の議案第4号 「那須烏山市農用地利用集積計画(第231号)の承認について」 申請のとおり承認することに決定してよろしいか、お諮りいたします。 < 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第5 議案第4号 「那須烏山市農用地利用集積計画(第231号)の承認について」 は、申請のとおり承認することに決定いたしました。以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしました。 (午後 3時 04分)

上記会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年6月24日

議 長

4 番

5 番